

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年2月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「災害時トイレ確保・管理計画(仮称)策定支援業務委託」

(2) 業務内容

災害時のトイレに関する問題は、過去の大規模災害において繰り返し発生しており、感染症の拡大や健康被害、更には災害関連死にもつながる健康被害が引き起こされる。トイレの確保・管理は命に関わる極めて重要な課題であり、ライフラインの一つとして対策を図ることが重要であることから、災害時トイレ確保・管理計画(仮称)の策定を進めるものとする。

本業務は、区内のトイレの現況調査・分析をはじめ、庁内関係所管及び外部有識者との検討を行うとともに、災害時トイレ確保・管理計画(仮称)の策定を行うものである。

(3) 履行期間

令和8年4月中旬(予定)から令和9年3月31日(水)まで

※ 本業務にかかわる契約の締結は、本事業に係る予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

※ 契約期間中であっても、実施状況により委託内容を変更する場合がある。

※ 契約期間中に事故又は履行不良がみられる場合などは、この契約を変更又は解除することがある。

2 参加資格

参加表明書提出日時時点で、次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。
- (7) 自治体における災害対策に係る計画策定業務を受託した実績を有していること。
- (8) 災害時トイレ確保・管理計画策定支援業務委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

【選定委員の構成員】

危機管理監	永池 昌直
危機管理部副参事（物資供給担当）	田丸 正勝
世田谷総合支所地域振興課長	前島 正輝
清掃・リサイクル部管理課長	荒井 久則
みどり33推進担当部公園緑地課長	笠原 聡

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) (本業務を実施する) 担当技術者実績・業務実施体制
- (2) 提案内容
- (3) 資料作成能力

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区危機管理部災害対策課

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所東棟3階301番窓口

電話 03-5432-2262 FAX 03-5432-3014

(2) 説明書の公表期間、場所及び方法

期間 令和8年2月13日（金）～2月25日（水）正午

場所 世田谷区ホームページで公開（トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報
→現在実施中のプロポーザル情報→くらし・手続き）

方法 世田谷区ホームページからダウンロード及び上記（1）窓口で配布

※窓口交付は期間中の午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

(3) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

期限 令和8年2月25日（水）正午まで（必着）

場所 上記「（1）担当部課」に同じ

方法 持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る）

(4) 提案書の提出期限及び方法

期限 令和8年3月19日（木）正午必着

場所 上記「（1）担当部課」に同じ

方法 原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること。

6 スケジュール（予定）

説明書交付期間	・・・令和8年2月13日（金）～2月25日（水）正午
参加表明書の提出期限	・・・令和8年2月25日（水）正午
プロポーザル招請通知	・・・令和8年2月26日（木）
質問票の受付期間	・・・令和8年2月26日（木）～3月4日（水）正午
質問回答予定日	・・・令和8年3月9日（月）
提案書等の提出期限	・・・令和8年3月19日（木）正午
選定委員会（書類審査）	・・・令和8年3月23日（月）～3月31日（火）
選定結果通知	・・・令和8年4月2日（木）

7 その他

- (1) 本件は令和8年度予算の配当を条件として契約する。
- (2) 提案書が特定された事業者を、本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とする。
- (3) 詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
- (10) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (12) 提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (13) 区が必要と認める場合は、追加書類の提出や、記載内容についての説明を求めることがある。
- (14) 関連情報を入手するための照会窓口は、「5（1）担当部課」に同じ。
- (15) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (16) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (17) 提案書の提出後に「2 参加資格」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (18) 電算処理の業務については、「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。各特記事項の詳細は実施要領兼説明書を参照のこと。
- (19) 詳細は説明書による。